明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○生活保護法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（二七一）　二
○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（二七二）　三
○所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（二七三）　三

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八六）　三
○文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令の一部を改正する省令（文部科学三〇）　五

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一六二）
○除籍が滅失した件（同一六三）
○保安林の指定をする件（農林水産一七四八～一七六三）
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境七二）
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
最低賃金の改正決定に関する公示（山梨労働局最低賃金公示一）

〔公　告〕

諸事項

官庁

三養基土地改良区役員の退任及び就任、土地改良区の定款変更の認可（佐賀東部・財部町）関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇生活保護法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二七一号）（厚生労働省）

一　生活保護法施行令の一部改正

1　教育扶助のための保護金品の代理納付

教育扶助のための保護金品により支払うべき費用であって、被保護者の通学する学校を設置する地方公共団体等が徴収するものについて、福祉事務所から当該地方公共団体等へ直接交付できることとした。（第三条関係）

2　生活保護に起因する返還金等の収納の事務を私人に委託する場合の手続

㈠　生活保護に起因する返還金等の収納の事務（以下「収納の事務」という。）を私人に委託した都道府県等は、その旨を告示するとともに、対象者の見やすい方法により公表することとした。（第一一条第一項及び第四項関係）

㈡　収納の事務の委託に係る受託者は、都道府県等の規則の定めるところにより、都道府県等又はその指定金融機関等に収納した返還金等を払い込むこととした。（第一一条第二項及び第四項関係）

㈢　都道府県等は、収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る収納の事務について検査できることとした。（第一一条第三項及び第四項関係）

二　地方自治法施行令の一部改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四一号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二七二号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、尾鷲地区等についてその指定を解除することとした。（別表関係）

3　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第二七三号）（財務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（所得税法施行令第二一七条及び法人税法施行令第七七条関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。